

生活衛生関係営業者の皆様へ

生衛業者のための税務セミナーのご案内

『新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した方へ』
今年度は税制面での様々な猶予措置等があります。
確定申告等の際に困らないように、一度、税理士の話聞いてみませんか！

〈主な内容〉

- Q 持続化給付金・雇用調整給付金等は課税されるのか？
- Q 消費税の課税事業者と免税事業者、変更した場合のメリットは？
消費税の課税事業者届と課税事業者選択届の違いは何か？
- Q 今年は売上げ減少により赤字となった法人の場合、前年度に納税した税金から還付が受けられますか。
- Q 感染防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用は税金の還付対象となりますか？
- Q 固定資産税の猶予・減免等の条件、申請時期等は？ 等

開催日	開催時間	開催場所	人数	申込締切日
1月13日(水)	13:30~15:00	〈福島市〉 コラッセふくしま 4F 多目的ホールA	先着 20名	1/6

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日はマスクの着用をお願いいたします。

相談は無料です。

申込み

事前予約が必要です。〈先着順に受付いたします〉

指導センターへ電話またはFAXでお申込みください。

(公財)福島県生活衛生営業指導センター
福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま7階
☎ 024-525-4085 FAX 024-525-4086

生衛業者のための税務セミナー 参加申込書

送付先 FAX 番号 024-525-4086

(番号のお間違えがないようご注意ください)

あて先 (公財)福島県生活衛生営業指導センター

○参加者

氏 名

住 所

日中の連絡先電話番号

○お店の屋号(お名前)

業 種 めん類・中華料理・すし・喫茶・社交・その他飲食・食肉

理容・美容・興行・旅館ホテル・クリーニング・公衆浴場

※該当する業種を○で囲んでください。